

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 28 日

熊本県 災害救助担当主管部（局）長 殿
熊本県 防災（避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難支援担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（生活環境担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（食事支援担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当）

避難所の確保及び生活環境の整備等について（依頼）

令和 8 年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う災害により、多数の者が継続的に救助を必要としているところであり、必要に応じて、避難所の開設を図るとともに、開設した避難所における生活環境を早急に整えることが重要である。

特に、高齢者や障害者等の要配慮者については十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等について、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和 6 年 12 月改定）」等を参考としながら、下記のことについて留意の上、十分な配慮をお願いしたい。また、本事務連絡は、管内市町村にも周知すること。

記

1. 避難所数・避難者数の把握

災害時に開設された避難所数・避難者数の把握にあたり、内閣府においては Lアラートに連携された情報を活用しているところ。市町村及び都道府県におかれては、避難所数・避難者数等の情報を Lアラートへ連携し、逐次データの更新を図ること。

2. 避難所の設置

避難所を開設する場合には、避難所の被災状況、浸水等の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認すること。

また、避難所内の暑さ対策にも留意する必要があるため、適切な冷房設備がある避難所を選定し、良好な避難生活環境を確保すること。

設置した指定避難所では避難所の数が不足する場合や、良好な避難生活環境を確保できない可能性がある場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を確保すること。

3. 避難所の生活環境の整備

避難所の衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、早急に次の設備や備品等を整備し、避難者のプライバシーの確保、暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、尊厳ある生活を営める環境を整備し、生活環境の改善を講じること。なお、整備に当たっては、原則としてリースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。

特に、今夏の熱中症対策として、冷房設備がある避難所において、必要な飲料水や塩分が補給できるよう対策を講じること。

- ① 快適トイレ等（仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、携帯トイレ、障害者用ポータブルトイレ等）、仮設スロープ
- ② 間仕切り用パーティションテント
- ③ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ④ 簡易ベッド（段ボールベッド、代用品等を含む）、畳、マット、カーペット、毛布
- ⑤ 簡易シャワー・仮設風呂（近隣の入浴施設等の活用を含む）
- ⑥ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等）（近隣のコインランドリーやクリーニング店等の活用を含む）
- ⑦ 冷暖房機器、扇風機
- ⑧ テレビ、ラジオ
- ⑨ マスク、消毒液等
- ⑩ その他必要な設備備品

4. 炊き出しその他による食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、飲食業協同組合やキッチンカー事業者に依頼すること等により、適温食の提供を行うとともに、セントラルキッチン方式も検討すること。また、管理栄養士等を必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

5. 在宅避難者等への物資・情報等の提供

被災した方には、在宅等で避難生活を送っている場合も考えられ、避難所は、在宅避難者や車中泊避難者が必要な物資・情報を受け取る場所という役割もあり、避難所に取りに来られた在宅避難者等に必要な物資・情報等を提供すること。

6. 要配慮者への対応について

- ① 一般の避難所においては、要配慮者のニーズを把握し、要配慮者スペースを設けるなどの必要な対応を行うこと。

特に、女性や子どもの視点を踏まえた配慮、外国人への情報提供や食事への配慮、性的マイノリティの方々への配慮等を行い、困っている人に寄り添った避難所運営に努めること。

- ② なお、福祉避難所の設置等に際しては、バリアフリー化など福祉関係部局（母子保健主管部局を含む。）とも連携を行うこと。

7. 災害対応車両登録制度の活用

災害対応車両検索システム（D-TRACE）を使用して、トレーラーハウス、トイレカーやキッチンカー等の災害対応車両の派遣を要請することが可能となっており、本制度を適切に活用すること。

8. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年内閣府告示第 228 号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広にご相談いただきたい。

なお、ホテル・旅館等を避難所として活用する場合の費用については基準額を、1 人 1 泊税込み 11,000 円以内の実費（食事料を含まない）としているので、留意すること。詳細については、「災害時においてホテル・旅館等を避難所として活用する際のガイドライン」を参照。

9. 住民を他の自治体に避難させる場合の連携

住民を他の自治体に避難させる場合においては、関係する自治体間で、避難させる住民に関する情報共有を適時適切に行うこと。また、避難先の自治体においても、住民に対して必要な支援策が確実に行き届くよう、関係する自治体間で連携すること。

10. 内閣府との情報共有

良好な避難生活環境の確保に向け、上記取扱指針等に沿って取組を進めていただいている状況について、災害対策基本法第 51 条に基づき、随時、内閣府に情報提供をお願いしたい。具体的には、別紙様式を当方で指定する基準時ごとに提出いただきたい。

（参考）

- 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和 6 年 12 月改定）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412kankyokakuho.pdf>
- 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（令和 6 年 12 月改定）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和 6 年 12 月改定）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_toilet_guideline.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和 3 年 5 月改定）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf
- 災害救助事務取扱要領（令和 8 年 6 月）
[bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b1.pdf](https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b1.pdf)

- 災害対応車両検索システム（D-TRACE）
<https://d-trace.go.jp/>
- 災害時においてホテル・旅館等を避難所として活用する際のガイドライン（令和 7 年 12 月）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/2jihinan.html>
- 災害対策基本法（抄）
（情報の収集及び伝達等）
第 51 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
TEL：03-3503-5691（災害対応車両等登録制度）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付
TEL：03-3501-5191（福祉サービス等）
03-3593-2849（ホテル・旅館等）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（生活環境担当）付
TEL：03-3501-5693（避難所等）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（食事支援担当）付
TEL：03-3502-6983（炊き出し）（生活用水）

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（地域防災力強化担当）付
各都道府県担当のふるさと防災職員（全般（特に 10）やその他事項）